

奈良県建設工事等競争入札参加資格申請内容の変更に必要な添付書類一覧

変更事項			必要な添付書類				備考
			登記事項証明書	都道府県及び国（地方整備局）等への届出書類で変更内容が確認できる書類の写し	廃業届	各種登録上の削除（廃業）、部門削除がわかるもの	
(1)	商号又は名称の変更（法人）		○ ※ 1	-	-	-	
	商号又は名称の変更（個人事業主）		-	○ ※ 2	-	-	
(2)	本店所在地の変更（法人）		○ ※ 1	△ ※ 3	-	-	
	本店所在地の変更（個人事業主）		-	○ ※ 2	-	-	
(3)	本店電話番号の変更		-	-	-	-	添付書類不要
(4)	代表者の変更		○ ※ 1	△ ※ 4	-	-	
(5)	営業所の名称の変更		-	○	-	-	
(6)	営業所の所在地の変更		-	○	-	-	
(7)	営業所の電話番号の変更		-	-	-	-	添付書類不要
(8)	受任者の変更		-	△ ※ 5 （建設工事のみ）	-	-	
(9)	委任取下げ		-	-	-	-	添付書類不要
	委任先追加（建設工事）		-	○	-	-	※委任なしから委任ありに変更する時は委任状提出が必要
	委任先追加（建設コンサルタント等）		-	○	-	-	※県外事業者は県内営業所の追加不可
(10)	参加資格取下げ（全部）		-	-	-	-	添付書類不要
	参加資格取下げ（一部）		-	-	-	-	添付書類不要
	建設業許可	全部廃業	-	-	○	-	
		一部廃業	-	-	○	-	
(10)	建設コンサルタント等	全部廃業	-	-	-	○	
		一部廃業	-	-	-	○	
(11)	建設業許可	許可換え	-	○	-	-	
(12)		許可区分	-	○	-	-	

○印は提出が必須な書類です。△は該当の場合、必要な書類です。

- ※1 登記事項の変更手続きに時間を要する場合は、取締役会の議事録の写しで仮受付することも可能ですので御相談ください。
（後日、登記情報反映後の登記事項証明書を再提出いただきます。）
- ※2 建設工事、土木施設除草業務、道路暗渠等清掃の場合は、建設業許可上の変更が分かる書類の写しを提出してください。
建設コンサルタント等の場合は、各種登録上の変更がわかる書類の写しを提出してください。
- ※3 登記上の住所と主たる営業所の住所が異なる場合は提出してください。
- ※4 代表者が2名以上の場合、国（地方整備局）等への届出書類で許可、登録上の代表者が確認できる書類の写しを提出してください。
- ※5 建設工事の入札参加資格を有する事業者の場合、当該営業所に関して都道府県及び国（地方整備局）等へ提出した建設業許可の変更届出書（様式の写し（建設業法施行令第3条に規定する使用人がわかるもの））を提出してください。